

令和8年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 実施要項

1 目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）が、今後の動向を踏まえた視点の展望と役割を認識し、日常業務の内容を振り返るとともに実践内容の確認をすることによって、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的とします。

2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 対象者 ①～③のいずれかに該当する者

① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者**基礎研修の修了後、研修開始日（令和8年10月14日）の前日までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が、通算して2年以上を満たす者。**

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あるものとなります。その為**2年以上とは、業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上**の両方を満たす必要があります。

② サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者**基礎研修の修了後、研修開始日（令和8年10月14日）の前日までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が通算して6ヶ月以上であり、以下のいずれの要件も満たす者。**

| | |
|-----------|--|
| 要件 (1) | サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者 |
| 要件 (2) | 障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画（原案）作成業務に6ヶ月以上従事する者（下記ア・イ・ウのいずれか） ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する場合 イ やむを得ない事由による欠如が認められた事業所で配置されたサービス管理責任者等であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 |
| 要件 (3) | 要件（2）に従事することについて、指定権者へ届出（様式19、様式19-1）を行っている者（指定権者からの受付印が押印済の物） ※令和8年6月30日（火）正午までに、届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。 |

③ 平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した者であって、かつ、相談支援従事者初任者研修1日目・2日目（合同講義）を修了している者で、令和5年度末までにサービス管理責任者等更新研修を受講していない者。または令和元年度から令和2年度にサービス管理責任者等更新研修を修了した者であって、かつ、相談支援従事者初任者研修1日目・2日目（合同講義）を修了している者で、令和7年度末までにサービス管理責任者等更新研修を修了していない者。

4 研修日程

| 区分 | 日程 | | | 場所 |
|----|-----|-----|---------------|---|
| 講義 | 第1回 | 1日目 | 令和8年10月14日(水) | オンライン開催 (Zoom) |
| 演習 | 第1回 | 2日目 | 令和8年10月22日(木) | 兵庫県立総合リハビリ テーションセンター 福祉のまちづくり 研究所 対面開催 |
| | | 3日目 | 10月23日(金) | |
| | 第2回 | 2日目 | 令和8年10月27日(火) | |
| | | 3日目 | 10月28日(水) | |
| | 第3回 | 2日目 | 令和8年11月5日(木) | |
| | | 3日目 | 11月6日(金) | |

- (1) 研修の修了にあたっては、3日間の研修受講が必要となります。演習については上記日程のいずれかの回にて、2日間連続で研修を受講する必要があります（各回の日時を組み合わせた受講はできません）。
- (2) 申込時には希望回を選択いただけますが、必ずしもご希望に添えない場合もございますので、どの日程でも受講ができる前提でお申込みください。（受講決定後の日程の振替えは一切受付できません）
- (3) 今年度の実践研修については、上半期・下半期の2回実施予定です。

5 受講料について

12,500円

※研修に係るオンライン設備等の費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

6 申込方法等について

- (1) 必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修留意事項」「実施要項」を確認した上で、専用の申込フォームによりお申込みください。

※紙媒体の郵送やFAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受けません。

※申込内容に不備や虚偽のある場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取消す場合があります。

※申込みが完了した場合は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。

※自動返信メールが届いていない場合は、申込みができていないので、メールが受信できる状態にし、再度申込みをしてください。

※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。

※申込書に記載された個人情報には研修事業以外の目的には使用しません。

※他の都道府県からもお申込みは可能ですが、申込多数の場合兵庫県の事業所を優先します。

- (2) 申込期間 ※締切後の申込登録は一切受けません。

令和8年6月8日(月)～令和8年6月30日(火) 正午まで

[申込み先]

ホームページからのネット申込のみ

総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課

サービス管理責任者・児童発達責任者実践研修ページから申込み

<https://assistech.hwc.or.jp/category/kensyu/>

7. 受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、選考により受講者を決定します。
- (2) 兵庫県内に所在を有する事業所にて、事業所1人目のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事されている方を優先します。
- (3) 受講の可否については、申込みの際にご記入いただいた郵送物発送先住所へ発送いたします。※発送日は、決定次第ホームページに掲載します。
- (4) 受講決定後に受講者の変更、受講日の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

8 修了証書の交付

- (1) カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修修了後にお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については、カリキュラム未修了として、修了証書の交付を行わない場合があります。

（注）①他の受講者に迷惑となる行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）

③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等

④研修に関するルールを守れない場合（留意事項等）

- (5) 本研修の受講にあたっては事前課題の提出が必須となります。事前課題は研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習では重要な位置づけであることから、指定日までに事前課題が提出されなかった場合や記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了として研修の受講を取消すとともに、修了証書は交付できません。

※事前課題については、受講決定者に対して別途お知らせします。

9 重要事項

- (1) 受講申込時に、記入相違等の不備がないよう確認ください。
- (2) **申込み後は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが届きます。申込内容については、そちらをご確認ください。**
- (3) **受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。**
- (4) 研修内容・申込みについてのお問い合わせは、営業時間内をお願いします。また、担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。
- (5) 開催方法や会場の変更対応は出来ません。必ずその方法や会場で参加できることを確認した上でお申込みください。
- (6) 申込み受付後の受講者及び日程の変更はお受けできませんので、申込者（受講希望者）を精査した上で、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意、理解の上申込みください。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込みについて】 ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修課で検索してください。

※申込期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門の
お問い合わせフォームよりお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答
いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから

研修部門→お問い合わせページに移動していただき、フォームにてお問い合わせください。

https://assistech.hwc.or.jp/contact-page/contact_kensyu/

【担当】坂野

【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

※下記のメールアドレスへお問い合わせください

E-mail : shougaiika@pref.hyogo.lg.jp

【担当】稗田

※実務経験における個別具体的な内容の確認については、従事予定事業所の指定担当部署へご
確認ください。